

## 銀行保証の関税納税の申請

事後還付可能の輸入税納税または銀行保証使用許可での機械輸入の場合、あらゆる理由で還付の権利や保証使用の取り消しを希望しなければ、関税局が会社に関税の請求できるように BOI から関税の請求書の発行を申請することができる。

### 関税納税申請の場合（事後還付可能の輸入税納税/銀行保証使用での機械輸入）

1. eMT Online システム上でシステムが指定した形式もしくは銀行保証の許可申請案件から選択し、関税納税の申請の情報を用意し、システム上で申請案件を提出する。
2. インベスター・クラブ(IC)のスタッフが提出した順番で申請案件を受理し、関税の請求書とレポートを印刷し、BOI 担当官に送る。
3. BOI 担当官が関税の請求書に署名をする。
4. システムを通じて、IC スタッフが関税の請求書を添付し会社へ送る。
5. 会社が関税局にての手続きができるように、IC スタッフが関税の請求書の原本を会社に渡す。

## 銀行保証の関税納税の申請の手続き

